令和６年度「地域内エコシステム」リビングラボ事業

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用に関する実態調査

成果報告書

令和７（2025）年３月

一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会

目　次

１．事業の目的 - 3 -
1.1.事業の目的 - 3 -
1.2.これまでの調査等 - 3 -
２．本年度の事業（概要） - 5 -
３．アンケート調査 - 6 -
3.1. 照会数と 回答状況 - 9 -
3.2. 認定団体と認定件数 - 9 -
3.2.1. 認定団体数 - 9 -
3.2.2. 認定件数 - 10 -
3.2.3. 認定事務（令和５（2023）年度） - 10 -
４．取扱実績報告の取りまとめの公表 - 11 -
4.1 取扱実績報告 - 11 -
4.2.取扱実績報告の取りまとめの公表 - 13 -
５．証明ガイドライン変更による GHG 情報伝達への対応 - 14 -
5.1. GHG 対応による認定を必要とする事業者 - 14 -
5.2. 自主行動規範の改訂 - 15 -
5.3. ＧＨＧ認定実施要領の改訂 - 15 -
5.4. ＧＨＧ対応に関する解説書の発行 - 16 -
6. 認定団体による認定事業者の支援 - 17 -
7. 証明ガイドラインの適切な運用に向けた説明会の開催 - 18 -
7.1.証明ガイドラインの周知と適切な運用推進 - 18 -
7.2. 認定団体向け説明会の開催 - 18 -
7.３.勉強会への認定団体の参加 - 19 -
7.4. 認定団体の研修等の開催支援（現地調査） - 20 -
８．証明ガイドラインの運用に関する事例調査 - 22 -
8.1. 運用実態現地調査（林野庁、資源エネルギー庁調査同行） - 22 -
8.2. その他の事例調査等 - 25 -
９．その他 - 27 -
９.1.相談窓口の対応 - 27 -
１０．2024 年度の調査から（今後の課題） - 28 -
謝　辞 - 29 -
（1）説明会の資料 - 30 -
（2）「木質バイオマス発電に係る ライフサイクルＧＨＧに関する基準の適用制度について - 51 -
（3）『「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の適切な

運用について』 ..... - 53 -

１．事業の目的

1.1.事業の目的

平成 24（2012）年から再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）が始まり、木質バイオマス発電に対しては、林野庁が同年に策定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下、「証明ガイドライン」という。）が適用されている。

この証明ガイドラインでは、使用する間伐材等由来及び一般木質由来の燃料材に対しては、その由来を明らかにする証明書を付すことを求めている。この証明書では、燃料材を取り扱う事業者を業界団体等が認定することにより、事業者の燃料材の分別管理等の適切な取扱いを担保する方法を採用している。

このため、証明ガイドラインの運用状況の実態把握を行うことにより、燃料材の取扱いについて適切な運用の推進することを目的とした認定団体等への証明ガイドラインの周知及び運用状況を把握するための事例調査等の実施が必要となる。当協会では、令和 6 年度において、林野庁の補助事業により、① 証明ガイドライン周知のための説明会（認定団体向け講習と認定団体による指導の支援)、② 証明ガイドラインの運用に関する事例調査を実施した。

1.2.これまでの調査等

＜平成 27（2015）～平成 29（2017）年度＞　「木質バイオマス利用支援体制構築事業」

- ■　平成 27（2015）年度：木質バイオマス利用支援体制構築事業により、①認定団体及び認定事業者の量的把握、②３県を対象とする事例調査を実施した。
- ■　平成 28（2016）年度：木質バイオマス利用支援体制構築事業（燃料の安定供給体制の強化等）により、①認定団体に対する証明ガイドラインの運用状況に関する調査、②10 県を対象とする現地調査を実施した。これらの調査を踏まえ、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」という。）を作成した。さらに、作成した運用マニュアルを基に認定団体等を対象とする説明会を２回開催した。
- ■　平成 29（2017）年度：木質バイオマス利用支援体制構築事業（燃料の安定供給体制の強化）により、①認定団体及び認定事業者の量的把握の更新作業、②全国 11 箇所において、研修会に参加して運用マニュアルに基づく解説を実施、③８県を対象とする事例調査を実施した。

　なお、平成 29（2017）年７月４日には、総務省から証明ガイドラインの運用状況を対象とする「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」の報告書が公表され、

証明ガイドラインが適切に運営されていないとの指摘と証明ガイドラインの適切な運用及び周知徹底を図るよう勧告された。このため、事例調査の実施に当たっては、同勧告に対応できるよう調査内容の設計を行った。

＜平成 30（2018）～令和 5（2023）年度＞

平成 30（2018）年度以降は、①各年度における認定団体の現状確認、②確認した認定団体を対象とする活動状況に関する調査の実施、③認定事業者の規模別把握と認定事業者のリスト化及びその更新、④伐採段階から発電所までの木質バイオマスのサプライチェーンにおける証明の連鎖及び認定団体の活動状況の確認等を目的とした事例調査、⑤証明ガイドラインの周知のための研修会に継続的に参加し講習を行った。

特に令和 5（2023）年度からは、認定団体による認定事業者への指導が適切に実施されることを目指して、証明ガイドラインに関する説明会として認定団体を対象とするものに変更した。説明会では、認定団体が認定事業者に対して説明を行う際に活用可能な資料も提供している。

一方、認定団体による説明会の状況確認や説明会のサポートのため、認定団体が開催する研修会にも参加した。

※　本成果報告での説明会等の用語定義

「講習会」、「説明会」、「研修会」などの類似する呼称について、個別の名称や別途説明がない場合には、日本バイオマスエネルギー協会が認定団体に向けて開催するものを「説明会」とする。また、認定団体、都道府県などが認定事業者に向けて開催するものを「研修会」とした。

２．本年度の事業（概要）

本事業は従来から２本の柱で構成されている。一つは、証明ガイドラインに関する認定団体を対象とした説明会の開催、もう一つは、証明ガイドラインの適切な運用に関する事例調査である。

これらの実施に当たっては、証明ガイドラインの運用状況を事前のアンケート調査等により次を把握した。

① 2024 年度 2 月末時点で 141 の認定団体を確認

② 確認した認定団体を対象とした団体の活動状況

証明ガイドラインに関する説明会については、令和５（2023）年度に引き続き、認定団体が自ら認定事業者に対して講習を行うことを前提として認定団体による講習を支援するための認定団体向けの説明会を 9 月に開催した。合わせて認定団体が認定事業者に対して実施する講習の際に活用できる資料を作成し、説明会において提供するとともに協会ホームページに公開した。

さらに、認定団体による認定事業者への研修会等の活動等を確認し、情報提供や研修会での質疑応答等をサポートするため、認定団体が実施する研修会（新潟県、静岡県、鹿児島県、山形県、鳥取県）に参加した。加えて、研修会の訪問に合わせて研修会を主催する認定団体との意見交換や事例調査（書類や現場の調査）を行った。

さらに事例調査として、素材生産から発電所までのサプライチェーンにおける証明の連鎖や各段階での分別管理の状況及び認定団体の活動状況の確認等を目的とした林野庁、資源エネルギー庁の運用実態現地調査に同行した。具体的には、全国５箇所（富山県、広島県、福井県、高知県、青森県）を対象として証明ガイドラインの適切な運用状況や運用の際の工夫点などを把握した。

その他、関連する事業として設置している「相談窓口」においても証明ガイドラインの運用に関する問い合わせに対応した。

また、令和６（2024）年度は、4 月にライフサイクルＧＨＧ算定制度の導入に関する証明ガイドラインの改正が行われ、認定団体及び認定事業者等に対し改正内容を的確に周知する必要が生じた。このため、協会にあっても、燃料材の由来証明において、ライフサイクル GHG 情報を伝達することに関する内容の周知の支援に努めた。

３．アンケート調査

（認定団体向け講習の事前アンケート調査）

証明ガイドラインに係る認定団体・認定事業者については、平成 27（2015）年度「木質バイオマス利用支援体制構築事業」において現状把握を行い、これまで継続的にその把握に努めている。なお、平成 29（2017）年度以前は、インターネットでの検索調査により新たな認定団体を把握していた。平成 30（2018）年度以降は既知の認定団体へのメールによる調査依頼を基本として、認定団体活動に関する情報を収集した。令和 5（2023）年度は 138 の認定団体への調査依頼に対し 136 の認定団体から回答を得ることができた（回答率 98.6%）。

令和 6（2024）年度は、前年度の調査においてほぼ全ての認定団体から回答を得られたことを踏まえて、変動要因の小さい調査項目を省略し、近年において対外的に関心を持たれる可能性の高い認定事業体実績報告取りまとめの公開状況やライフサイクル GHG 伝達への対応状況などに限定した調査内容として、認定団体向け説明会の参加申し込みに合わせて回答する簡易アンケート調査とした。

アンケート調査の内容は、**表 1** 及び**表 2** のとおりである。

表 1　2024 年度の調査概要

調査対象	バイオマス証明ガイドラインの認定団体
調査方法	回答フォーム(Fomzu）への回答 （認定団体説明会の出席案内と併せて照会）
調査期間	2024年7月29日（月）～ 8月30日（金）
設問	設問1：回答者の情報 設問2：2023年度の認定 設問3：取扱実績取りまとめの公表 設問4：証明ガイドライン変更(GHG対応) 設問５：認定団体による認定事業者の支援

表 2　回答票（Formzu 画面より関係項目を抜粋）

2024「発電利用に供する木質バイオマス発電の証明のためのガイドライン」の運用に関する講習申込みと事前調査

以下の照会について、ご回答ください。

共通事項

団体名 必須	
回答者の氏名 必須	
所属、役職（回答者）	

2. 事前調査：2023年度の認定

2-1. 認定している事業者数（伐採、素材生産事業の認定） 必須	事業者（2024年4月1日現在） 半角数字、該当がない場合は「0」と記入
2-2. 認定している事業者数（流通・加工事業の認定） 必須	事業者（2024年4月1日現在） 半角数字、該当がない場合は「0」と記入
2-3. 2023年度の新規認定の事業者数 必須	事業者（2023年4月～2024年3月） 半角数字、該当がない場合は「0」と記入
2-4. 更新・継続認定の事業者数 必須 ✔2	事業者（2023年4月～2024年3月） 半角数字、該当がない場合は「0」と記入
2-5. 認定を取り消した事業者数 必須	事業者（未更新、未継続を含む。2023年4月～2024年3月） 半角数字、該当がない場合は「0」と記入

3. 事前調査：取扱実績取りまとめの公表	
3-1. 認定団体での取扱実績の取りまとめの公表（択一） 必須 ✔3	公表している。 公表していない。 ○ ○ （2024年8月現在として回答してください）
3-2. 認定事業者からの取扱実績の報告（択一） 必須	○全ての認定事業者から報告がある ○過半数以上の認定事業者から報告がある ○半数未満の認定事業者からの報告がある ○いずれの認定事業者からも報告を受けていない （2024年8月時点における状況を回答してください）
4. 事前調査：証明ガイドライン変更(GHG対応）に関して	
4-1. GHG対応が必要な認定事業者の有無 必須	○有：GHG対応が必要な事業者あり ○無：GHG対応が必要な事業者なし ○わからない （現在認定中の事業者について）
4-2. 認定団体でのGHG対応のための自主行動規範、認定要領の改訂 必須	既に改定済み / 改定予定(2024年度中) / 改定予定（2025年度以降） / 改定予定なし ① 自主行動規範 ○ ○ ○ ○ ② 認定要領 ○ ○ ○ ○ （2024年8月現在として回答してください）
5. 事前調査：認定団体による認定事業者の支援	
5-1. 認定事業者への支援（①～⑤の各設問について、2023年度の実施状況を選択し回答てください） 必須	実施した / 実施していない ①講習（研修）会の開催 ○ ○ ②現地での調査や指導 ○ ○ ③証明書等の書類確認による助言、指導 ○ ○ ④関係情報の提供 ○ ○ ⑤相談対応（助言、指導）など ○ ○

3.1. 照会数と 回答状況

令和６（2024）年度のアンケート調査は、令和６（2024）年７月末に確認している 140 の認定団体を対象とした。この結果、114 団体から回答があった。（**表 3**）

表 3　これまでの調査と回答状況

実施年度	調査票発送数	調査票回収数	
2015年度	133	114	85.7%
2016年度	134	124	92.5%
2017年度	138	126	91.3%
2018年度	142	115	81.0%
2019年度	142	131	92.3%
2020年度	142	117	82.4%
2021年度	142	120	84.5%
2022年度	142	128	90.1%
2023年度	138	136	98.6%
2024年度	141	114	80.9%

3.2. 認定団体と認定件数

3.2.1. 認定団体数

令和５（2023）年度に把握されていた 138 認定団体に対し、令和６（2024）年度において、解散団体１、新たに確認された認定団体 4（新規の確認団体２、解散後の認定移管団体１、活動再開団体１）が明らかとなった。この結果、令和７（2025）年２月時点において確認された認定団体は 141 となっている。

3.2.2. 認定件数

今年度のアンケート調査に対して回答のあった 114 団体における「素材生産分野」及び「加工・流通分野」別の認定件数をみると、素材生産分野が 4,369 件、加工・流通分野が 2,188 件であった（**表 4**）。ただし、3 認定団体は認定している事業者が無いと回答している。

また、同じ認定事業者にあっても事業場ごとの複数の回答や「素材生産分野」と「加工・流通分野」での重複回答等があるため、認定事業者数や認定件数は素材生産分野と加工・流通分野の合計と一致しないことに留意する必要がある（※）。

表 4　認定件数

（2024 年 4 月 1 日現在認定中のもの）

伐採、素材生産事業	流通・加工事業者
4,369	2,188

※　認定件数であり、事業者数ではない。

3.2.3. 認定事務（令和 5 （2023）年度）

アンケート調査に対する回答があった 114 団体における令和 5 （2023）年度の認定事務は、**表 5** のとおりである。

表 5　認定事務（2023 年度）

新規認定	認定更新	取り消し（※）
367	1,860	132

※未更新や廃業などを含む

４．取扱実績報告の取りまとめの公表

4.1 取扱実績報告

アンケート調査により認定事業者からの取扱実績報告状況を把握したところ、認定実績がない 3 団体を除く 111 団体のうち、「全事業者から取扱実績報告がある」と回答したのは 73 団体（66%）となっており、「過半数の事業者から報告がある」が 35 団体（31%）、「半数未満の事業者から報告がある」が 2 団体（2%）であった（**図 1**）。

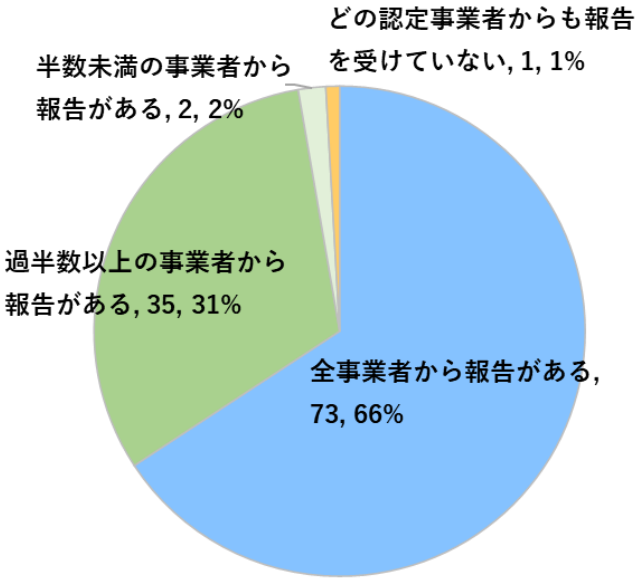

図 1　取扱実績の報告（2024 調査）

また、令和 5（2023）年度の調査では、回答 131 団体のうち、「全事業者から取扱実績報告がある」は 87 団体（66%）であり、「過半数の事業者から報告がある」が 31 団体（40%）、「半数以下の事業者から報告がある」が 4 団体（3%）であった。

取扱実績報告の状況については、近年大きな変化はみられない（**図 2**）。なお、図 2 においては、「報告なし」とした回答について、認定事業者の無い認定団体も含まれる可能性があることから除外した。

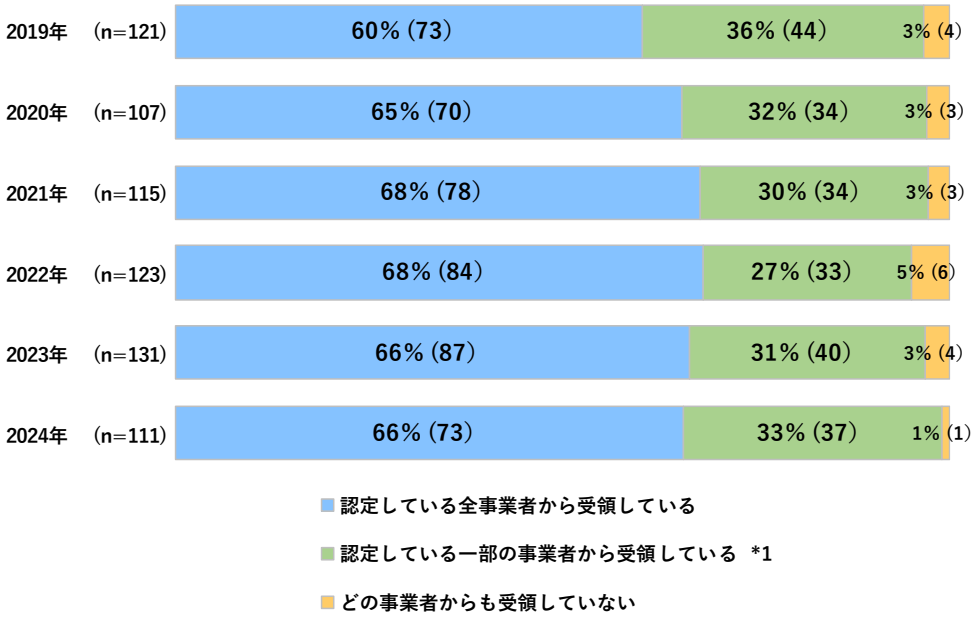

図 2　取扱実績報告書の報告の推移

（数値は団体数　単数回答）

4.2.取扱実績報告の取りまとめの公表

認定事業者から提出された取扱実績報告を認定団体において取りまとめたものの公表状況をみると、令和５（2023）年度は、128 認定団体のうち、約半数の 68 認定団体（52%）が公表していた（**図 4**）。令和６（2024）年度では、111 認定団体のうち 68%に当たる 76 団体が公表しており、一定の改善がみられた（**図 3、図 5**）。これは、令和５（2023）年度において、林野庁から指導文書が発出されたことに加え、当協会においても認定団体に対して積極的な説明に取り組んだ結果と考えられる。

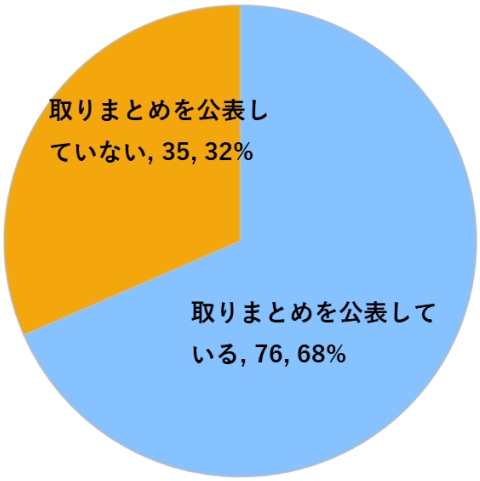

（数値は認定団体数　n=111）

図 3　取りまとめの公表（2024）

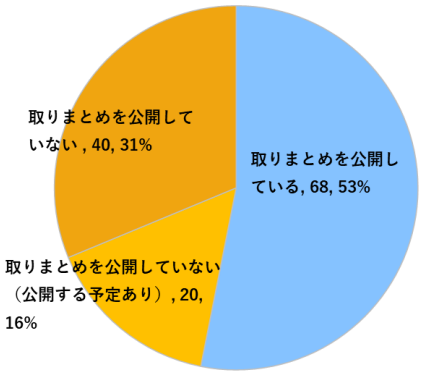

（数値は認定団体数　n=128）

図 4　取りまとめの公表（2023）

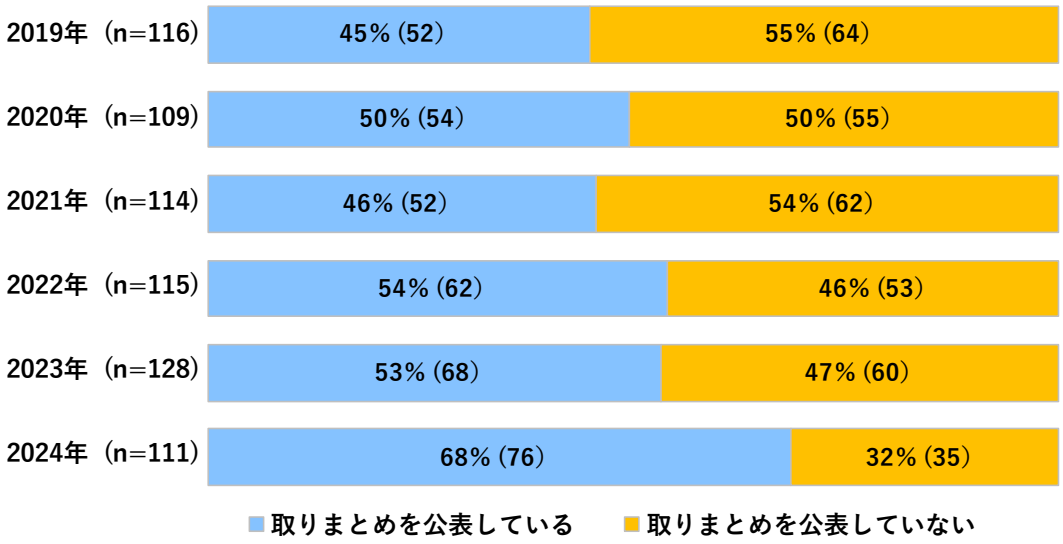

図 5 取扱実績報告取りまとめの公表の推移

5．証明ガイドライン変更による GHG 情報伝達への対応

認定団体及び認定事業者におけるライフサイクル GHG 情報伝達の対応については、令和６（2024）年４月に証明ガイドラインの改正が行われ、5 月及び６月の２回にわたって林野庁による認定団体への説明会が開催された。認定団体においては、改正内容を理解することと合わせ、認定事業者がライフサイクル GHG 情報伝達を必要とする発電事業者への燃料材供給を担っているかどうかを把握することも重要となる。また、認定団体は、ライフサイクル GHG 情報伝達において必要となる認定の準備（自主行動規範及び認定実施要領の改訂など）を早期に行うことも重要となっている。このため、令和６（2024）年 8 月、ライフサイクルＧＨＧ情報伝達に対応する上で必要となる自主行動規範及び認定実施要領の改訂に関する準備状況を確認した。

5.1. GHG 対応による認定を必要とする事業者

認定団体がどの発電所がライフサイクル GHG 算定義務を負う施設であるかを把握することは通常業務の範囲内での情報では容易ではない。このため、認定団体は、令和６（2024）年 4 月の証明ガイドライン改正について認定事業者に周知する一方で、認定事業者から燃料材を供給している発電所からライフサイクル GHG 算定を行う事業者であるかの聞き取りを行うことも検討する必要がある。こうした状況を踏まえ、ライフサイクル GHG 情報伝達に必要な認定を要する認定事業体の有無を把握しているか否かを令和６（2024）年８月時点で調査した。

その結果、44%の認定団体において情報伝達に必要な認定事業体の存在を把握できていないことが明らかとなった。（**図 6**）

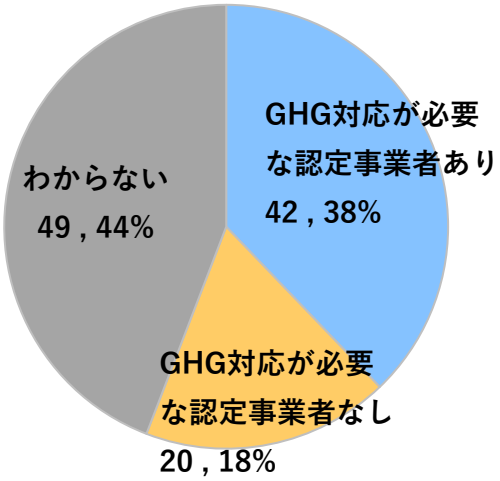

図 6　GHG 対応が必要な事業者

（数値は認定団体数　n=11１　）

5.2. 自主行動規範の改訂

令和６（2024）年４月の証明ガイドラインの改正に対応して、アンケート調査時点で「自主行動規範」を改定していた認定団体は 12（10%）にとどまっていた。その後、更なる改正内容の周知に努めたことから、今年度内にはより多くの認定団体においてで改訂されるものと期待される。

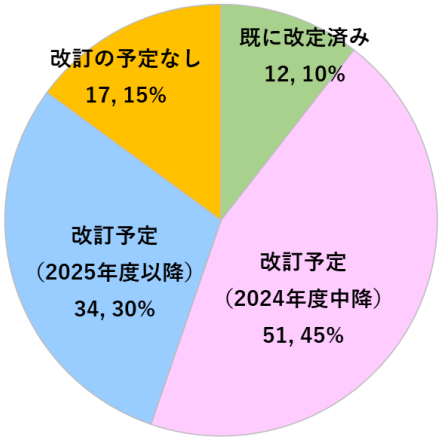

図７　自主行動規範の改訂

（数値は認定団体数　n=114　）

5.3. ＧＨＧ認定実施要領の改訂

認定団体における「認定実施要領」の改訂についてみると、改定済との回答は 10 認定団体（9%）だった。（図 8）

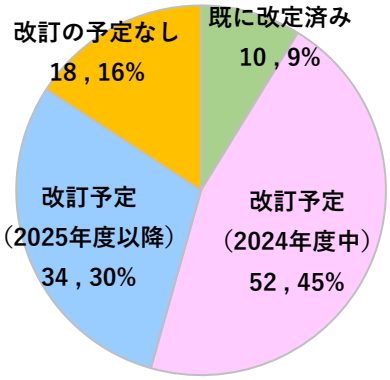

図８　認定実施要領の改訂

（数値は認定団体数　n=114　）

5.4. ＧＨＧ対応に関する解説書の発行

令和６（2024）年４月に改正された証明ガイドラインにおける国内木質バイオマスのライフサイクル GHG に関する対応についての解説書として、「木質バイオマス発電に係るライフサイクルＧＨＧに関する基準の適用制度について」を令和６（2024）年 10 月に作成して当協会ホームページに掲載した。

https://jwba.or.jp/activity/biomass-manifest-guideline/
（本成果報告書の巻末にある参考資料(2)に表紙及び目次のみを抜粋して掲載）

なお、令和７（2025）年４月には、ライフサイクル GHG 情報伝達のための既定値の変更とこれにかかる証明ガイドラインの改正が予定されている。このため、関係情報が得られ次第、本解説書を改訂する。

6. 認定団体による認定事業者の支援

認定団体の大きな役割として、証明ガイドラインに基づく事業者認定に加え、証明ガイドラインの適正運用に向けた認定事業者への支援がある。このため、認定団体における認定事業者への支援状況を調査した。（**図 9**）

調査の結果からは、認定団体において「講習（研修）会の開催」や「現地調査・指導」などの積極的な支援が必ずしも行われていないことが把握できた。この結果は、限られた人員や予算の中で認定事業者の支援を行うことが容易でないとする認定団体からの声とも合致する。

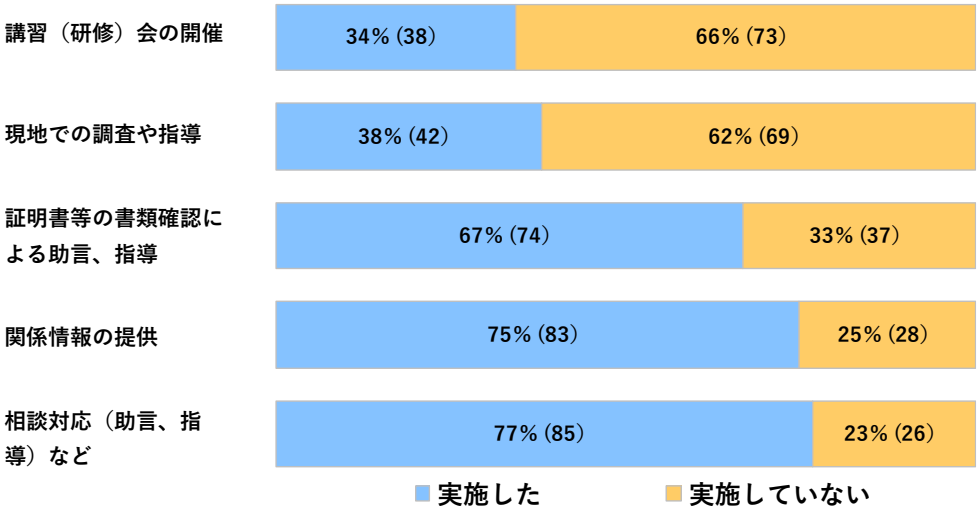

図 9 認定団体支援の実施状況（2023 年度）

（数値は認定団体数　n=111）

7. 証明ガイドラインの適切な運用に向けた説明会の開催

7.1.証明ガイドラインの周知と適切な運用推進

証明ガイドラインの普及と適切な運用に向けて、証明ガイドラインの内容や留意すべき事項の周知を目的として、平成 28（2016）年度から認定団体とともに認定事業者向けの講習（研修会）を実施してきた。

しかし、膨大な数の認定事業者が存在している現状から証明ガイドラインの適切な運用に向けた指導は容易ではない。ちなみに、令和５（2023）年度に実施したアンケート調査時点では、138 の認定団体と 6,385 の認定事業体が確認されている（ただし、認定事業体は複数の認定団体から認定を受ける場合や部署や施設ごとに認定を受けていることもあるため、重複して集計している可能性がある。）。

このため、認定団体自らが主体となり、それぞれの認定事業者への研修会等を開催することにより、認定事業者の証明ガイドラインへの理解を深め、適切な運用を図ることが重要と考えられる。さらに、認定団体の担当者自らが研修会の講師となることにより、認定団体の意識や担当者自らの証明ガイドラインに対する理解を更に深める効果も期待できる。

なお、認定団体の組織体制は様々であり、限られた人員や経験が浅い等の理由により、主体的な研修を行うことが難しい団体もある。こうした認定団体の状況も考慮して、令和５（2023）年度に引き続き、認定団体自らが認定した事業者への研修会開催を積極的に実施することを促すため、全国の認定団体を対象とした説明会を実施した。加えて、各地域で認定団体が開催する研修会に参加することによって研修会の実施を支援するとともに、講会の開催状況や証明ガイドラインの運用状況等を把握した。さらに、研修会を主催する認定団体等との意見や情報の交換を行った。

7.2. 認定団体向け説明会の開催

全国の認定団体を対象とした説明会を以下のとおり開催し、認定団体に向けた証明ガイドラインの内容と運用方法などを解説した。また、説明会では、認定団体が認定事業者に対する指導を行う際に活用できる資料を提供し、解説を行った。なお、令和６（2024）年 4 月の証明ガイドラインの改正によって追加されたライフサイクル GHG 情報伝達の対応については、令和６（2024 年）5 月 31 日及び 6 月 10 日に林野庁による認定団体向け説明会が実施されていることから、9 月の当協会が開催する認定団体向け説明会においては、その概要説明に留め、事前アンケート調査による認定団体のライフサイクル GHG 情報伝達への対応状況を説明した。

当協会が作成した資料（資料２及び３）は、本報告巻末に掲載している。また、説明会における配付資料は、当協会ホームページ（https://jwba.or.jp/activity/guideline-download/）に掲載している。

＜説明会の開催概要＞

日時　：　令和６（2024）年９月10日（火）14:00~16:00
開催形式：　　WEB（Teams）
参加者　：　参加申込者数：102名
議事　：

１　FIT/FIP制度と木質バイオマス証明ガイドラインの概要、認定団体の責任と役割
林野庁林政部木材利用課
木質バイオマス推進班担当　課長補佐　本山　淳一
（資料1）木質バイオマス証明ガイドラインの適切な運用等について

２　認定団体での運用と認定事業者への説明方法（適切な証明書と分別管理）
一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会
専門調査員　　高橋　晋一
（資料２）「木質バイオマス証明ガイドライン」の運用について（認定団体向け）
（資料３）「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用について（適切な分別管理と証明書の発行）（認定事業者向け）

３　認定団体での取り組み事例
全国木材チップ工業連合会
専務理事　　大迫　敏裕
（資料４）「発電用木質バイオマス証明」事業者認定と管理に係る全国木材チップ工業連合会の取り組み

7.３.勉強会への認定団体の参加

令和７（2025）年４月には、ライフサイクルGHG情報伝達のための既定値の変更とこれにかかる証明ガイドラインの改正が予定されている。こうしたことから、林野庁による改正内容の周知について当協会による会員向け勉強会を実施することとした。なお、周知内容に鑑み、会員向け勉強会への認定団体への参加を呼びかけた。
林野庁から説明のあった資料は、当協会ホームページに掲載している。

＜勉強会の開催概要＞

日時　：　令和７（2025）年３月14日（金）14:00~15:00
開催形式：　WEB（Teams）
参加者　：　参加申込者数：1114名（うち認定団体は、556）

議事　：　「発電証明ガイドライン改正（FIT/FIP 制度におけるバイオマス燃料のライフサイクル GHG 排出量の既定値の修正関連）について」

林野庁林政部木材利用課

木質バイオマス推進班担当　課長補佐　本山　淳一

7.4. 認定団体の研修等の開催支援（現地調査）

認定団体が主催する研修会への支援を行い、合わせて研修会の開催状況や証明ガイドラインの運用状況等を把握、当該認定団体との意見交換を行うことを目的として、下記の地域の認定団体主催の認定事業者向け研修会に出席した。

いずれの研修会においても、令和 6（2024）年 9 月の全国認定団体向け説明会において当協会が配付した資料を利用するなどして証明ガイドラインの講習（研修会）が実施されていた。なお、当協会からは、全国的な認定団体の対応状況、由来証明書の工夫事例などの紹介を行い、研修会での質疑応答や個別相談に対する支援を行った。（**表 6**）

表 6　出席した研修会

開催年月日	主　催
2024 年 11 月 8 日	新潟県木材組合連合会 「合法木材供給事業者研修」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する研修」 会場：新潟ユニゾンプラザ ※　2024 年度はじめての地域研修出席の機会として、主催者による説明を拝聴、訪問にあわせて、新潟県庁、県森連の関係者とも情報交換を実施した。
2024 年 11 月 20 日	静岡県木材協同組合連合会 「木質バイオマス認定事業者セミナー2024」 会場：静岡県富士総合庁舎 ※　毎年バイオマス証明に関し単独で研修会開催、現地調査も実施など積極的に認定事業者の支援を行っている。ライフサイクル GHG 伝達対応については、全ての認定を GHG 対応とすることで検討しているとの説明があった。
2024 年 12 月 12 日	鹿児島県木材協会連合会、鹿児島県森林組合連合会、鹿児島県素材生産協同組合連合会 「鹿児島県合法伐採木材利用促進地方協議会、普及セミナー」 ※　県木協が会員外の造園事業者の認定を新たに行った。

開催年月日	主　催
	このため、剪定枝の分別管理や証明などについて、現地調査を含めた助言指導も含めて出席した。事前に県木協に持ち寄られた証明書の確認による助言なども行った。
2024 年 12 月 13 日	山形県木材産業協同組合 「令和 6 年度合法木材実務と「クリーンウッド法合法性確認研修及び発電用木質バイオマス証明ガイドラインに関する研修会」 会場：パレスグランデール山形 ※　主催者とともに発電事業者、燃料供給事業者への現地調査も実施した。また研修会にあわせて、山形県森林整備事業協同組合、県木材産業協同組合との情報交換も行った。
2025 年 2 月 26 日	鳥取県 「木質バイオマスのＧＨＧ証明制度に係る説明会」 会場：鳥取県立倉吉体育文化会館 ※　県主催によるバイオマス証明の研修会として、素材生産から流通加工の認定事業者に加え発電事業者も出席しての研修会であった。鳥取県では森林組合連合会が木材事業関係者の認定を行っていると聞いていたが、鳥取県木材協会も認定団体として活動していることが分かった。 　また、鳥取県森林組合連合会では、2025 年度に向けバイオマス証明ガイドラインの運用に向け認定システムを開発中であり、システムの概要等の説明を受けた。

８．証明ガイドラインの運用に関する事例調査

証明ガイドラインの運用状況に関する事例調査は、「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」を燃料として利用している木質バイオマス発電所及び当該発電所に燃料材を供給している事業者並びに認定団体を対象として、林野庁及び資源エネルギー庁が事前に選定した個別の事業者に実施するものであり、当協会の担当者も事例調査に同行した。なお、認定団体からの協力要請等に応じ協会独自での事例調査も行った。

8.1. 運用実態現地調査（林野庁、資源エネルギー庁調査同行）

以下に林野庁及び資源エネルギー庁による運用実態現地調査の実施状況（**表 7**）と調査項目（**表 8**）を示し、同調査に同行して事例調査として確認出来た主な事項を記載した。

＜林野庁及び資源エネルギー庁＞

※　日本木質バイオマスエネルギー協会が同行したもののみ

令和２（2020）年度：3 箇所（長野県、静岡県、兵庫県）

令和３（2021）年度：5 箇所（宮城県、秋田県、広島県、福岡、鹿児島県）

令和４（2022）年度：2 箇所（新潟県、静岡県）

令和５（2023）年度：5 箇所（福島県、山梨県、愛知県、愛媛県、熊本県）

令和６（2024）年度：5 箇所（富山県、広島県、福井県、高知県、青森県）

表 7　令和 6 年度運用実態現地調査の対象県と調査訪問先

訪問先	調査日	素材生産事業者	流通・加工事業者	発電施設	認定団体
富山県	7/1～2	富山県西部森林組合	（株）グリーンマテリアル北陸	（株）グリーンエネルギー北陸	富山県森林組合連合会
広島県	8/7～8	―	ひろしま木材事業協同組合、中国木材（株）北広島工場	中国木材（株）本社工場	広島県木材組合連合会
福井県	10/10～11	九頭竜森林組合	㈲ニューチップ運送、九頭竜森林組合	㈱福井グリーンパワー	福井県森林組合連合会

高知県	12/18～19	丸和林業株式会社	丸和林業株式会社	エフビットコミュニケーションズ 本山バイオマス発電所	協同組合丸和林材
青森県	2/4～5	(株)高橋林業	(株)高橋林業、三菱製紙株式会社八戸工場	八戸エコエネルギー発電所	―

事例調査として確認できた主な事例

① 木材市場においては、燃料材としての、いわゆるC材、D材の取扱いは木材市場全体の取扱量に対して極めて少量となる。その際に入荷時では燃料材であるかどうか不明であることから、燃料材の可能性のある受入れ材の証明書確認とヤードでの分別管理に加えて燃料材の証明書発行なども手間がかかる。このため、燃料材の出荷価格が多少不利であっても、事務手続きと分別管理の煩雑さを回避するために全ての材について証明を必要としない材として受け入れをして、C材以下は製紙やボード加工用に提供を行っている事例があった。

② 大手の製材事業者が行う発電事業として、発電施設のほかに木材収集の関連会社（子会社等）や加工事業の事業場が発電所以外の離れた場所ある事例が確認できた。その際に、社内や関連会社においても燃料材の収集・加工部門と発電所としての燃料受入部門に分けて管理することが重要であることを確認した。特に、貯木場が会社間などで共通である場合は、入荷、出荷における厳格な在庫管理が必要であった。

③ 国内では稀なチップの内航船輸送の事例が確認された。このため、ライフサイクルGHG情報伝達においては、内航船の原木輸送とともにチップ輸送に関しても、伝達における考慮が必要となる。

④ 発電所が証明書様式を定め分別管理と証明書記載の方法を伐採段階までの関係者に徹底している事例があった。このように最終購入者である発電事業者が積極的に関与することで証明ガイドラインの適切な運用が高められていた。

⑤ 燃料材の供給（分別管理）は適切に行われているものの、納入ごとに証明が必要であることや剪定枝やバークの扱いと証明について十分理解されていない事例があった。

表 8　運用実態現地調査の調査項目

認定団体	1　団体の事業概要
	2　事業者認定・管理
	3　他の認定団体や自治体などとの関わり
	4　証明ガイドライン運用や内容への要望、発生している問題など
認定事業者	1　事業概要
	2　認定事業者としての体制
	3　証明書の取扱
	4　事業者認定を受けた認定団体や自治体などとの関わり
	5　証明ガイドライン運用や内容への要望、発生している問題など
県庁	1　県内での木質バイオマスに関する動向
	2　県における木質バイオマスに関する施策
	3　発電用木質バイオマスの証明ガイドラインに関する動向
	4　その他ご意見
協議会	1　協議会の事業概要
	2　協議会の木質バイオマス調達体制
	3　証明された木質バイオマスの信頼性を確保するための取組
	4　調達に関する問題点、期待、展望、要望
	5　その他ご意見
発電所	1　発電所の事業概要
	2　木質バイオマス調達体制
	3　証明された木質バイオマスの信頼性を確保するための取組
	4　調達に関する問題点、期待、展望、要望
	5　その他ご意見

8.2. その他の事例調査等

認定団体等が主催する研修会への出席等の機会に認定団体、認定事業者をはじめとする証明ガイドラインの関係事業者や施設を訪問して証明ガイドライン運用状況を把握した。（表 9）

表 9　調査訪問先と訪問団体等

	訪問先	訪問日	訪問団体等	訪問機会
1	青森県	2/5	認定団体	関係調査
2	山形県	11/12	認定団体、加工事業者、発電所	研修会
3	新潟県	11/8	認定団体、新潟県庁	研修会
4	静岡県	11/20	加工事業者、認定団体	協力依頼、研修会
5	山梨県	12/13、14	市町村、発電所	相談対応
6	岐阜県	11/21	認定団体	他用務訪問
7	鳥取県	2/24、25	認定団体、流通・加工事業者	研修会
8	高知県	12/19、20	市町村	関係調査
9	鹿児島県	12/11、12	認定団体、収集事業者	研修会
10	その他（全国団体等）	9/4、9/5、10/20、11/11	認定団体（木材組合連合会、森林組合連合会、燃料加工連合会）	

事例調査として確認できた主な事例

① いずれの認定団体においても、証明ガイドライン認定事務への負担が増える中で、新たな人員対応や費用負担への対応に苦慮している。

② 認定団体と関係者が積極的に適切な証明ガイドラインの運用を目指す中で、形式的な運用に留まる事例に対して、今まで以上に対応が必要との期待がある。

③ 納入ごとの証明ではなく、まとめて一括による証明でもよいのではないかと考えている関係者がいた。

④ 剪定枝等の森林法の伐採届などが不要な場合の証明について、関係者において理

解が十分ではない事例があった。

⑤　ライフサイクル GHG 情報伝達対応への負担意識が関係者において強い。ライフサイクル GHG 情報伝達の制度や方法について、多くの認定事業者で理解が十分ではない。

⑥　零細な伐採事業者などでは、認定団体の会員でないことや事務手続きに不慣れなどの理由から認定を受けられず困っている事例があった。

⑦　燃料調達が厳しくなる中で供給協定の履行が難しくなる事例がある。中には調達計画を超えて遠くから割高での買い付けなども発生している事例もあった。

⑧　都道府県や市町村の担当者から証明ガイドライン運用に関する相談が増えている。中には県主催での説明会の開催や講演の依頼もあった。しかし、スケジュールの都合などから全てに対応できていない。

９．その他

９.1.相談窓口の対応

地域内エコシステム「リビングラボ事業」の情報プラットフォーム構築支援事業により設置した「相談窓口」には、年間で２00 件を超える相談が寄せられる。このうち証明ガイドラインに関する相談が半数を占めており、相談者も伐採関係者から発電事業者まで幅広く、相談内容も多岐にわたる。相談内容をみると、証明ガイドラインの運用に関する基本的な内容のものが多く、証明ガイドラインのより一層の周知が必要な状況にある。このため、認定団体における相談体制の強化も必要である。

１０．2024 年度の調査から（今後の課題）

証明ガイドラインの適切な運用において、認定団体が果たす役割は大きい。しかし、各認定団体では、業務量の増加に対応した人員体制の構築や予算の確保に苦慮している。そのような中で、積極的に証明ガイドラインの適正な運用に努めている認定団体がいる一方で、必要な認定審査や認定事業者の指導・支援を十分行うことが難しくなっている認定団体もいる。

こうした実態について、発電事業者をはじめとする関係者全体が制度を理解し、制度運用の効率化や費用負担の在り方などを検討する必要がある。効率化にあたっては、令和 7（2025）年 4 月に施行される改正クリーンウッド法に対応した登録伝達システムの活用も検討が可能と思われる。

また、証明ガイドライン制度の理解と適正な運用を目的とした認定団体を対象とする説明会を昨年度に引き続き実施した。このことは、証明ガイドライン制度の普及と適正な運用に関し一定の成果があったと考えられる。しかし、認定団体によっては、認定事業者まで的確な情報伝達が十分に行われていないなど、説明会による認定団体への説明の効果は必ずしも十分発揮されていない場合もある。認定団体の中には、担当職員の不足や経験の浅さなどから証明ガイドラインに関する理解が十分ではない場合があることを考慮する必要がある。例えば、証明ガイドラインに関する経験が浅い担当者などが、認定事業体対象とした研修会での講師や認定事業者への現地指導を行うことは容易ではない。このため、必要に応じて、認定事業者に対する研修会の講師を本協会職員などが担うことも選択肢としてあり得る。ただし、そうした際には、本協会職員の参加による効果が上がる対応を主催者の認定団体などと検討することが肝要である。

さらに、証明ガイドラインの運用に当たっては、ライフサイクル GHG 情報伝達方法に加えて、改正クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の施行によって輸入木質バイオマスを使用・調達する場合に必要となる合法性確認等の事務に関しても、その適正な実施が担保されるよう認定団体、認定事業者などに対する支援を検討する必要がある。

謝　辞

本調査は、令和 6 年度林野庁補助事業「地域内エコシステム」リビングラボ事業によって実施しました。調査の実施に当たり、全国 141 の認定団体の皆様には、アンケート調査にご協力いただき感謝申し上げます。お陰様で、認定団体等の活動状況について詳細に把握することができました。また、現地調査や説明会、研修会の実施に際しご対応いただいた関係者の皆様など、多くの皆様のご協力により所期の目的が達成できましたことをこの場を借りて感謝申し上げます。

参考資料

（1）説明会の資料

本年度の説明会の次第及び当協会の配付資料は次のとおりである。

○　次　第

2023 年 9 月 10 日（火）
14：00~16：00
Web(Teams)開催

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の
運用に関する　認定団体向け 2024 講習会

（次　　第）

1　FIT/FIP 制度と木質バイオマス証明ガイドラインの概要、認定団体の責任と役割
林野庁林政部木材利用課
木質バイオマス推進班担当　課長補佐　本山　淳一　様

（資料 1）　木質バイオマス証明ガイドラインの適切な運用等について

2　認定団体での運用と認定事業者への説明方法（適切な証明書と分別管理）
一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会
専門調査員　　高橋　晋一

（資料２）2024 証明ガイドライン講習会説明資料（認定団体向け）
（資料３）2024 証明ガイドライン講習会説明資料（認定事業者向け）

3　認定団体での取り組み事例
全国木材チップ工業連合会
専務理事　　大迫　敏裕　様
（資料４）　「発電用木質バイオマス証明」事業者認定と管理に係る全国木材チップ工業連合会の取り組み

（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会

○　資料２　「木質バイオマス証明ガイドライン」の運用について

資料2

JWBA

「木質バイオマス証明ガイドライン」の運用について

～ 認定団体の皆さまへ ～

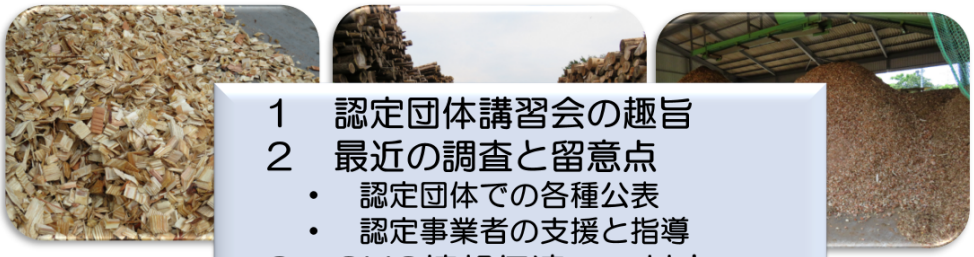

1　認定団体講習会の趣旨
2　最近の調査と留意点
- 認定団体での各種公表
- 認定事業者の支援と指導

3　GHG情報伝達への対応
4　地域研修会開催の支援と調査

（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会

2024.9.10

JWBA Proprietary

認定講習会の趣旨（認定団体とは）

JWBA

認定団体は、事業者がバイオマス証明ガイドラインに基づく事業を適切に行えることを認定（保証する）

自主行動規範、事業者認定実施要領を策定して公開

① 事業者の認定、更新の審査（書類、現地確認など）
② 情報公開（自主行動規範、認定要領、認定した事業者、取扱実績とりまとめ等）
③ フォローアップ（適切な分別管理と証明書作成の支援・指導など）

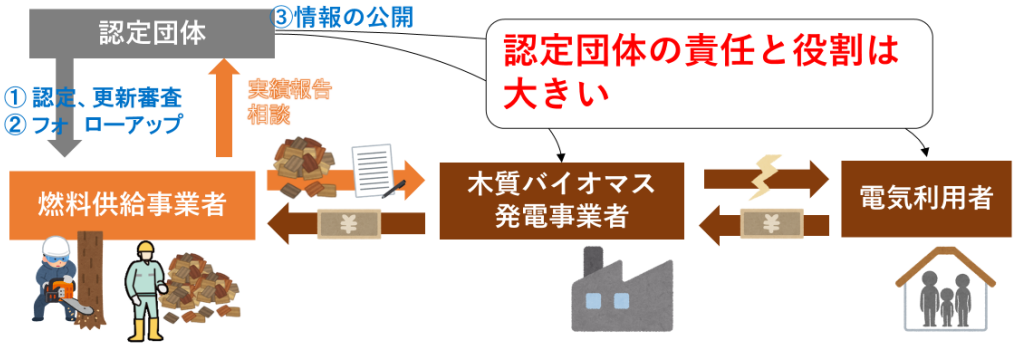

JWBA Proprietary　2

認定団体の講習会の趣旨

ガイドラインの適切な運用を図るため、認定団体が主体的に講習会を開催することにより、多くの認定事業体への研修効果を期待
（誤解などによるガイドラインの不適切な運用の回避）

事業体への説明会
（説明会を実施できない地域などある）
【従来】

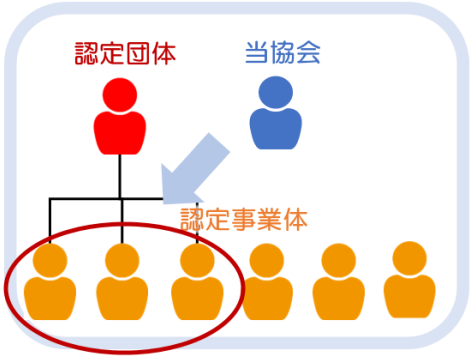

認定団体の講習会
【2023年度から】

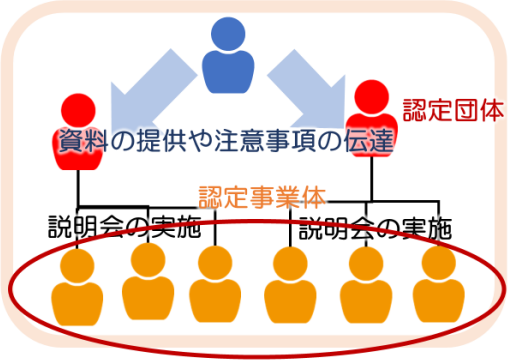

最近の調査（バイオマス証明ガイドラインの実態調査）

2015年度から林野庁補助事業にて「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に関する調査を実施

最近の視点：
バイオマス証明ガイドラインの運用実態と課題の調査
- 関係者のガイドラインの理解
- 証明書の工夫事例など

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1 認定団体と認定事業者の把握	→	→	→	→	→	→	→	→
2 認定団体へのアンケート調査	→	→	→	→	→	→	→	→
3 現地調査	10県	8県	5県	7県	5県	4県	7県	5県
				※2018年度より林野庁・資源エネルギー庁調査同行して調査				
4 マニュアル作成	★						一部改訂	
5 説明会	2県	11県	19県	20県 当初は7件予定	5県	9県（4県はWeb）	12県（4県はWeb又は資料提供）	認定団体向け1回、支援として訪問4県

最近の調査（認定団体アンケート調査）

● 2023年度 実態調査（138認定団体に、136団体から回答）

1　認定団体の体制、認定の規模や業種など
2　認定団体での情報公開
3　認定事業者への支援や指導の実施状況（2022年度）
4　認定費用ほか
※　報告書を協会ホームページに掲載

● 2024年度 講習会事前調査（140認定団体に、106団体から回答）

1　2023年度の認定状況
2　認定団体での情報公開（取扱実績の取りまとめ）
3　認定事業者への支援や指導の実施状況（2023年度）
4　GHG情報伝達の取組状況

最近の調査（2023年度アンケート）協会ホームページに掲載

1　認定団体の運営体制（職員数）

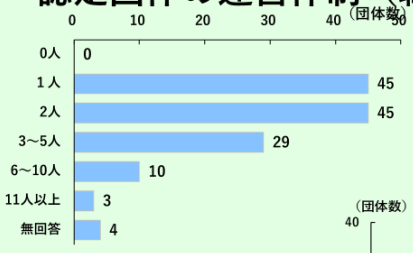

多くの認定団体では、兼務などもあり限られた人数の担当者で対応

2　認定事業者数別の認定団体数

平均で約50事業者を認定、100事業者超が19団体

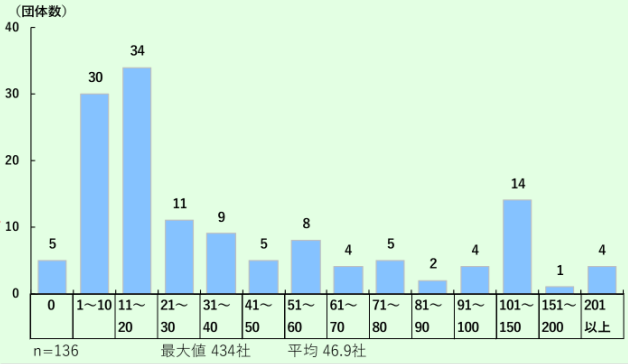

2023年度アンケート（認定団体での各所為公表の状況）

3　認定団体における情報公表

(1) 自主行動規範　n=136

(2) 認定要領　n=136

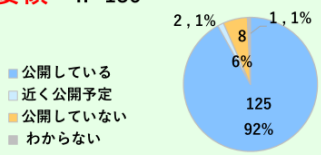

(3) 認定した事業者名等　n=131

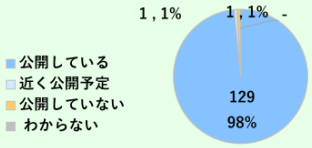

(4) 認定事業者取扱実績の取りまとめ　n=131

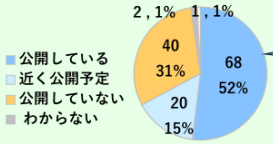

2023アンケート後に林野庁が8割以上が公表と確認している。

※ 認定事業者からの取扱実績の報告　n=131

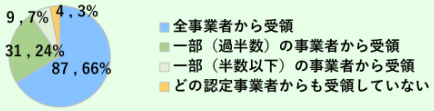

2024年度 講習会 事前アンケート（取扱実績報告の公表）

取扱実績報告の取りまとめの公表

(1) 取りまとめの公表　n=106
2024

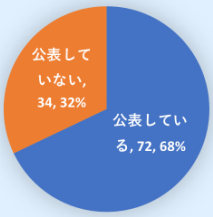

（参考）2023　n=131

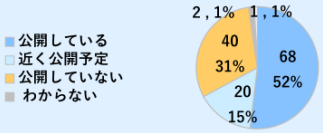

2023アンケート後に約8割が公表したことを林野庁が確認

(2)認定事業者からの報告　n=106
2024

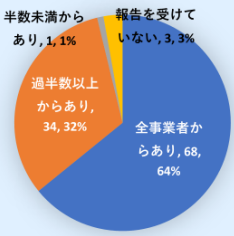

（参考）2023　n=131

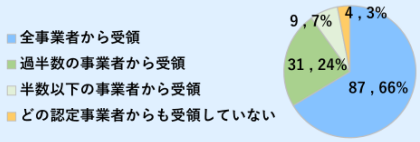

留意すべき事項１（認定団体での各種公表）

認定団体において、公表事項を公表していないのは適当でない

認定事業者、取扱実績報告等の実績がない場合でもその旨を公表する。

1　公表すべき項目（確認）

① 自主行動規範、② 認定要領、③ 認定事業者（取り消しを含む）、④ 取扱実績報告の取りまとめ

2　公表方法

公表は、認定団体のホームページ掲載など、**第三者が容易**に確認出来る方法で

(1) **事務所内の掲示、案内がなく関係先でのHP掲載**は適当でない

(2) 木材の合法性の認定の公表をもって、バイオマス証明関係の公表にはならない

※ バイオマス認定番号（記号）は、木材の合法性等の認定番号と識別され混同のないよう配慮が必要（ぜひ確認を）

2023年度アンケートの回答　（指導、支援の状況）

4　認定事業者への支援や指導の実施状況　（調査対象2022年度）

(1) 認定事業者への指導　n=131

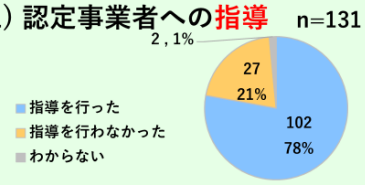

(2) 立入検査　n=131

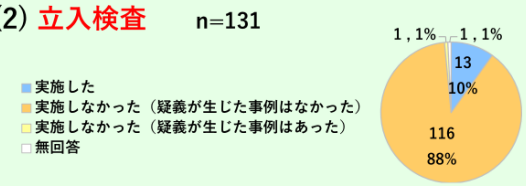

(3) 新規認定の現地確認　n=131

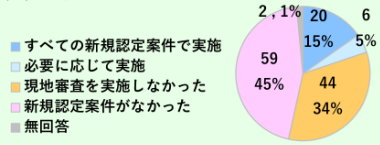

(4) 更新認定の現地確認　n=131

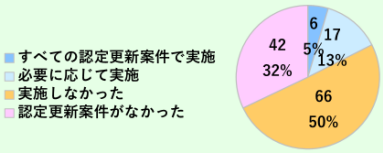

5　認定費の負担　n=131

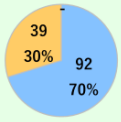

1回の認定料は、1万から5万円の範囲が多く、10万円以上もある。さらに別途旅費等の実費を請求している例もある。

2024年度 講習会 事前アンケート(認定事業者への支援・指導)

認定事業者への支援・指導（調査対象：2023年度）n=106

(1) 研修会開催

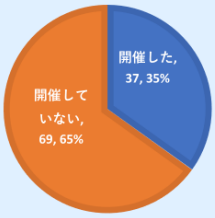

(2) 現地指導

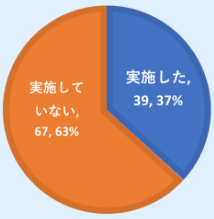

(3) 書類の指導

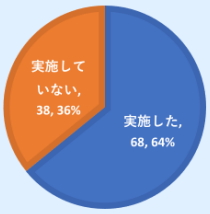

(4) 情報提供

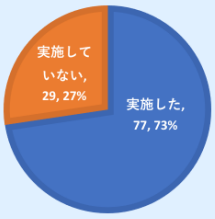

(5) 相談・助言

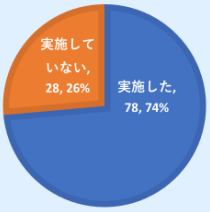

留意すべき事項２（認定事業者への支援、指導）

認定審査に際して

形式的な認定とならないように下記3点などに注意をして支援や指導の実施を

1　申請書の妥当性

認定時に限らず、認定後も申請との整合を確認
（申請図面と現地など）

2　バイオマス証明書（まとめての証明は不適当）

事業者の様式、必要事項など記載内容の確認
添付書類の有無
保管状況（整理）

3　取扱実績の報告

内容の妥当性
（理由なく報告がない事業者の認定継続は適当でない。）

2024年度 講習会 事前アンケート (GHGへの対応状況)

ライフサイクルGHG情報伝達等への対応状況　n=106

(1) 対応が必要な事業者

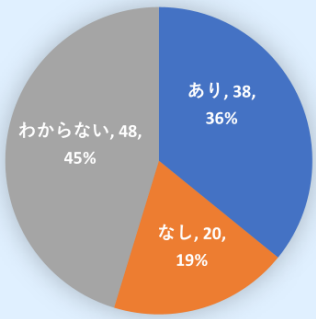

(2)自主行動規範の改定

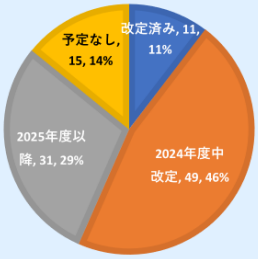

(3)認定要領の改訂

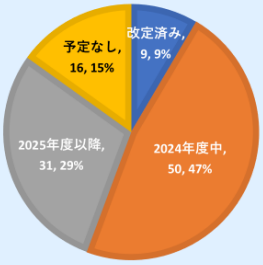

2024年度中に6割の認定団体が改定
(2025年度以降改定で間に合うのか？)
伐採から各段階でGHG対応の証明が必要

半数近い認定団体で「わからない」、対応の必要性が理解されているか？

ライフサイクルGHG情報伝達への対応

- **目的**
  バイオマス発電における温室効果ガス排出量を可視化するため
- **対象：令和4年（2022）年度以降に1,000ｋW以上の計画認定（計画変更を含む）を受けたバイオマス発電所が対象**
  バイオマス発電所は、火力発電180ｇ-CO_2eq/MJ電力ベースを2029年度まで50%削減、2030年度からは70%削減
  対象バイオマス発電所では、2026年4月以降は、GHG基準に基づく燃料使用が必須
- **認定団体での対応**
  1　GHG基準対応の認定が必要な事業者の有無を確認
  2　自主行動規範、認定要領の早めの改訂とその公表
  3　GHG基準での事業者認定（既認定者も再認定が必要）と公表
  ※　認定審査の確認事項：ガイドラインQ&A（GHG編）問13
  4　発電事業者、認定事業者での試算・試行による検討を促す
- **解説書を近々公開予定（JWBA）**

地域研修会の支援と調査

限られた体制や時間の中で実態調査の一環として訪問するため、支援できる地域が限られます（最近は、年4地域程度）。全てのご要望にお応えできず申し訳ありません。訪問先は、次の条件を基本として決めさせていただいております。ご理解ください。

1　地域の主催者が説明を行っていただくこと。
2　単独でなく広く地域の関係団体による開催であること。
3　これまで訪問できていない、あるいは暫く訪問できていない地域
4　主催者だけでなく関係者との情報交換が可能であること。
5　研修会以外に関係する事業者や施設の調査などが可能であること。
6　このほか、特別な事情がある場合

一般社団法人
日本木質バイオマスエネルギー協会

〒110-0016
東京都台東区台東３－12－５　クラシックビル604
電話　03-5817-8491
FAX　03-5817-8492
Mail　mail@jwba.or.jp
URL　https://www.jwba.or.jp/

○　資料３「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用について（適切な分別管理と証明書の発行）

資料３

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用について
（適切な分別管理と証明書の発行）

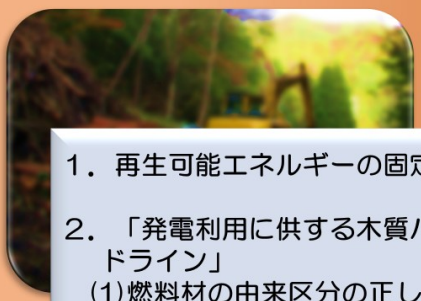

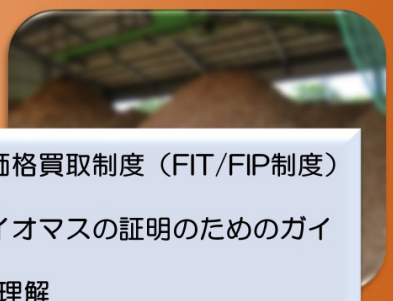

１．再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT/FIP制度）

２．「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」
　(1)燃料材の由来区分の正しい理解
　(2)分別管理の徹底
　(3)適切な証明書の発行

３．ライフサイクルGHG情報伝達への対応

この資料は、認定団体の皆様が認定した事業者の方々への説明会等にお使いいただくことを目的として作成しています。
２０２４年9月
（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会

JWBA

１　再生可能エネルギーの固定価格買取制度

電力会社は、法律に基づき再生可能エネルギー発電事業者の申込みにより、定められた期間及び価格で電力を買取る義務がある

■　再生可能エネルギー発電の買取価格の原資
　すべての電気利用者（＝全国民）から賦課金を徴収

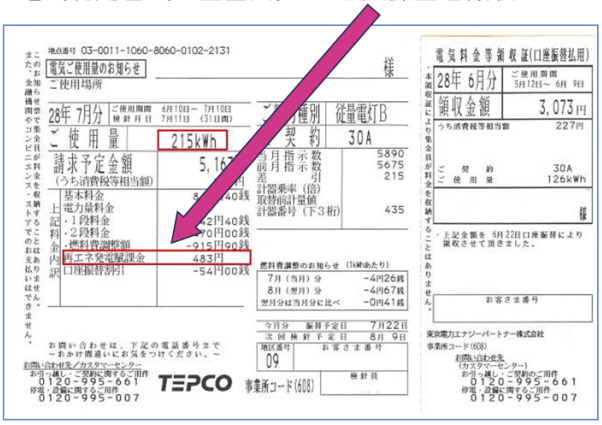

画像引用（Ene Leaks URL:http://eneleaks.com/?p=10842）

2-(1)　燃料材（木質バイオマス）の由来区分

「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関するガイドライン」燃料の由来による区分

由来の生育地の由来 ＼ 流通・製造過程				直接燃料に加工		製材等残材
				間伐	主伐	
国産材	森林由来	国有林		■	■	■
		民有林	保安林又は経営計画	■	■	
			保安林外かつ経営計画外	■	□	
	森林以外・工事支障木など			□	□	
輸入材（合法性等の証明のある木材）				□	□	

「間伐」とは、伐採及び伐採後の造林届出等で認められた伐採

伐採率が35%以下、かつ伐採年度から起算しておおむね5年後に再びうっ閉することが確実であると認められること

■ 間伐材等由来の木質バイオマス

□ 一般木質バイオマス

いずれも切れ目のない証明書の連鎖が必要、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等の扱い

調達区分による売電価格

調達区分		1kWhあたり調達価格（税抜） 2014年度以前	2015～2017年度	2018年度～2023年度	調達期間
間伐材等由来	2千kW以上	32円			20年間
	2千kW未満		40円		
一般木質バイオマス	2万kW以上	24円		入札制	
	1万kW以上2万kW未満	※2万kW以上のみ2017年10月からは21円			
	1万kW未満				
建設資材廃棄物		13円			

2-(2)-1　分別管理の徹底

●分別管理で重要なことは、異なる由来区分の原木、チップ等を一緒にしない。

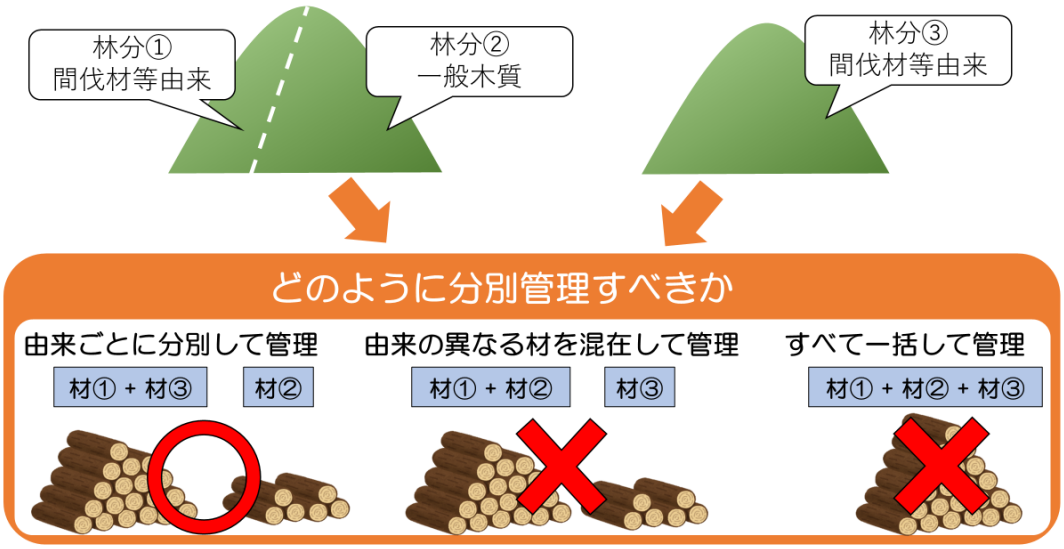

2-(2)-2　分別管理の具体例　～素材生産業者編～

異なる発電用木質バイオマスを明確に分ける。また、第三者から見ても分別されていることが明らかな状態にする（表示が重要）。

業種	判別	実例
素材生産業者	○	土場ごとに単一のものしか扱わない
	○	伐採箇所を区画ごとに図面で色分けをして、同様の色で造材後の木口面に色付けしている
	○	距離を置いてはい積みし、表示を行っている 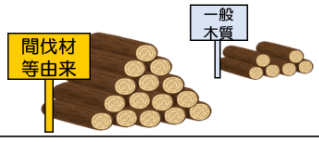
	×	はい積単位で分けているが、表示がされていない（表示がなく作業員にしかわからない、区分が混ざる可能性がある）

2-(2)-3　分別管理の具体例　～保管場所の表示～

第三者から見て分別されていることが明らかな状態にする（表示が重要）。

2-(2)-4　分別管理の具体例　～チップ加工業者編～

業種	判別	実例
チップ加工業者	○	保管区域を物理的に分け、表示している （行き来ができないようになっている）
	○	置き場所を区分し、明示している
	○	期間ごとに使用する木材の区分を決めて、 期間中は異なる区分の木材を取り扱わない （期間中は該当区分を看板等で明示）
	×	区画ごとに分けているが、表示がされていない （第三者からは、由来がわからない） 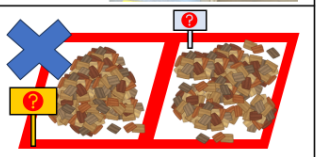
	×	比率で管理している

2-(3)-1　（木質バイオマスの由来区分の）証明書

燃料材（チップ等）を見ても、由来区分はわかりません。このため、「バイオマス証明ガイドライン」に沿って証明する必要があります。
また、伐採から、加工・流通の各段階における、切れ目のない証明書の発行（連鎖）によって、バイオマス発電所で該当する由来区分による燃料材としての取扱いが可能となります。

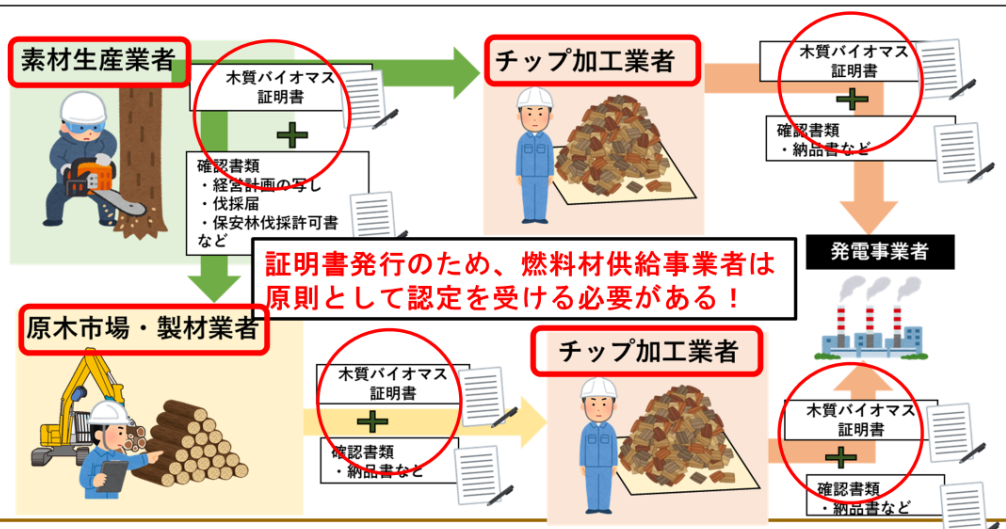

2-(3)-2　証明書（記載すべき事項）

証明書では、木材の由来区分と分別管理の適切な実施の2点を証明することが求められます。
証明書に記載すべき項目は、次の表のようになります。証明書の様式は、バイオマス証明ガイドラインの本文の別記（記載例）をご確認ください。

取扱段階	記載事項
各段階で共通	認定番号 宛先（販売先） 木質バイオマスの 区分 数量 樹種
伐採段階 （上記共通に加えて）	出材された場所等（添付書類と一致すること） 由来を確認するための書類（写）を添付
法令手続きが必要のない木材などの発生段階	物件名（剪定枝、街路樹、河道内樹木などの種類） 発生場所（伐採箇所など）

2-(2)-3　証明書（添付すべき書類）

伐採段階については、由来区分を確認するための書類（写）の添付が必要です。

必要な添付書類

区分	添付書類
間伐材等由来バイオマス（伐採段階）	森林経営計画認定書、事後の伐採届、 保安林内間伐届出書、 保安林内立木伐採届出書、 保安林内立木伐採許可決定通知書 国有林管理署との売買契約書 など
一般木質バイオマス	伐採届、各種請負契約書や所有者等の確認書、 法令による伐採の手続きが不要な立木：所有者又は伐採者、ダム等の管理者（流木）による由来の証明書 など

2-(3)-4　証明書発行の注意点

ポイント　証明書を発行するのは実際に分別管理を行う事業者

証明書を発行するのは、実際に分別管理を行う事業者です。
実際に現地で分別を確認することのない元請けや書類上で仲介のみをする商社等が証明書を発行することは適当ではありません。

※　1つの施業地において、複数の事業者に伐採を委託する場合に、１つの確認書類（伐採届出等）から複数の証明書が発行され煩雑となります。このため、全ての事業者が認定を受けていることを前提として、委託元が一括して証明書を発行することも可能です。その場合に委託元は、現場の確認などを行うとともに、証明書発行（分別管理）の責任を負うこととなります。

ポイント　納入ごとの証明が必要

証明書は納入ごとに証明することが必要です。月単位などまとめての証明は認められていません。
ガイドラインには「納入ごと」とありますので、まとめた場合は証明のない原料を使ったこととなってしまいます。
このため、納品書やトラックスケールの計量票を活用した証明書の発行をする事例が多くみられます。

2-(3)-5　計量票の活用（事例紹介）

計量票に必要事項を記載し証明書とする。加えて、伐採箇所などを事前に通知して、簡略（コード番号や略号）に記載している例も多い。

計量票を証明書とする例

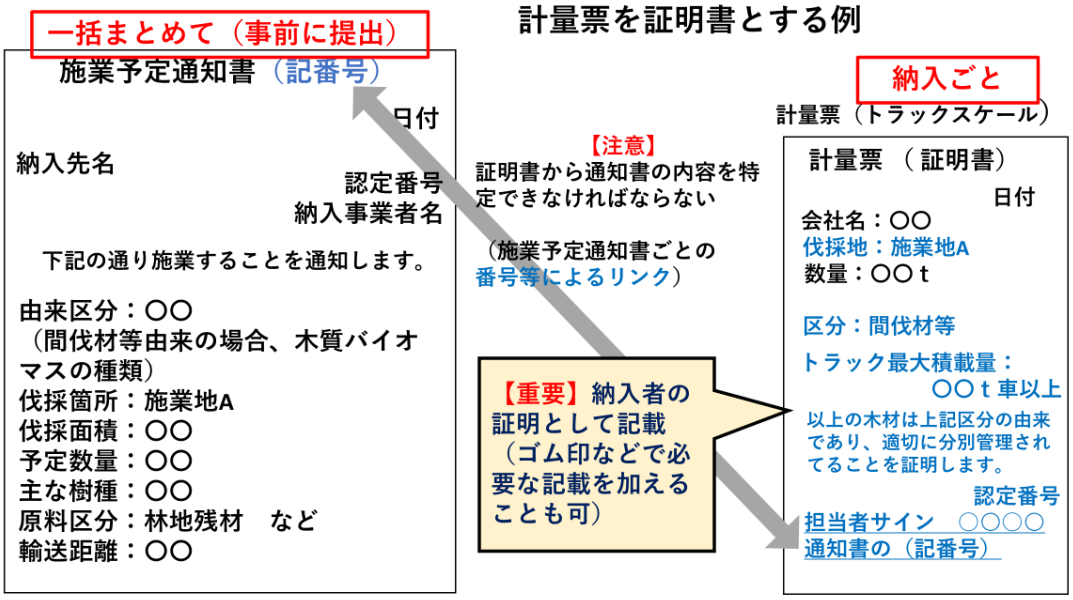

証明書の工夫事例②

下図はトラックスケールでの計量票を納品書と合わせ、証明書とする例です。
出材側と受け手側での計量票のやりとりが必要ですが、これ一枚で証明書に必要な項目を全てカバーしています。

合わせ技の事例

必要事項を事前に記載した納品書を何枚か複写のうえ所持して、納入ごとに、必要事項を追加記載した納品書（証明書）に計量票を添付して発行

納品書 （兼 証明書）

日付

納入先

認定番号
事業者名

下記の通り証明します。

由来区分：
伐採箇所：
伐採面積：
数量 ： 計量票のとおり
樹種：
原料区分：
トラック最大積載量：
輸送距離：

担当者サイン

（添付する）
計量票

日付

数量：

2-(3)-6 証明書発行の注意点

運搬のみを担う事業者

加工が伴わず、運搬のみを請け負う事業者は、由来の混在が想定されない場合には、証明書の発行は不要であり、認定事業者である必要はありません。ただし、複数の事業地を経由する可能性がある場合など、由来が混在する可能性のある場合には事業者認定を受け、証明書を発行する必要があります。

伐採届などの手続きが不要な木材

法令による伐採の手続きが不要な場合（屋敷林、剪定枝、ダム流木など）について所有者自らや伐採者が由来の証明書を作成し、販売先に交付することで証明をすることができます。この場合、証明書の発行において事業者認定は不要です。

※「伐採を行う者」が木質バイオマスの伐採・剪定を行う造園事業者等で、一般木質バイオマスとそれ以外の由来区分の木質バイオマスを扱う可能性がある場合には、分別管理を適切に行えることを担保するため、事業者認定を受ける必要があります。
また、木質バイオマスを集荷・加工する可能性がある場合も分別管理をする必要があり、事業者認定を受ける必要があります。
※法令による伐採の手続きが不要な場合であっても、GHG関連情報を含む証明書を発行する場合には、事業者認定を受ける必要があります。

2-(3)-7証明書の保管

証明書は、最低でも5年間は保管しておくことが必要です。
受領した証明書（添付書類を含む。）及び発行証明書は、後々でもすぐに確認できるように整理して保管しておくことが求められています。
（一覧表を作成して、証明書の発行順、交付先ごとなどの一定の基準で整理をして保管しておくとよいでしょう。）

◆ 電子での保管
PDFファイル等の証明書を電子データとして保管する場合には、次のことが必要です。
(1) 文字の判読に支障のない解像度で保存されていること
(2) ファイルやフォルダが整理されて、必要なファイルを速やかに特定できること
(3) 証明書は5年間の保管が求められることから、機器のトラブルが起きた場合にもデータが消失しないようバックアップを確保すること

3-(1)ライフサイクルGHG情報伝達への対応

- **目的**
  バイオマス発電における温室効果ガス排出量を可視化するため
- **対象：令和4年（2022）年度以降に発電量1,000ｋW以上の計画認定（2022年度以降の燃料計画の変更認定を含む）を受けたバイオマス発電所**
  削減目標：バイオマス発電所は、比較対象電源GHG※に比べて、50%以上削減（2029年度まで）、70%以上削減（2030年度以降）
  ※2030年の火力発電のライフサイクルGHG目標である180g-CO2eq/MJ電力
- **スケジュール**
  対象発電所は、2026年4月からGHG基準に対応した燃料使用が必須（納入者は、発電所での使用に間に合う対応が必要）
- **参考：解説書を近々公開予定（JWBA）**

3-(2)ライフサイクルGHG情報伝達への対応

バイオマス発電所での計算方法(1)

各段階のGHG既定値の選択

木質バイオマスに係るGHGの既定値の例(国産、チップ)

用材生産を主目的とする伐採により発生する低質材、間伐材、被害木、剪定枝、ダム流木等。

エネルギー利用を目的とする伐採により発生する木質バイオマス

木材の加工時等に発生する端材等

木質チップのライフサイクルGHG既定値(g-CO2eq/MJ-燃料)　Q&A 答5・6

工程	林地残材等	その他伐採木	製材等残材
栽培工程	–	1.11	–
輸送工程(林地残材収集)	① 1.65	–	–
輸送工程(原木輸送)	下表を参照		–
加工工程(破砕)	③ 4.39		
輸送工程(チップ輸送)	下表を参照		
発電	⑤ 0.41		

輸送対象物	輸送距離 / トラック最大積載量	10km以下	20km以下	30km以下	40km以下	50km以下	100km以下	150km以下	200km以下	300km以下
原木輸送の排出	4トン車以上	0.60	1.20	1.80	2.41	② 3.01	6.01	9.02	12.03	18.04
	10トン車以上	0.33	0.66	0.99	1.32	1.65	3.31	4.96	6.61	9.92
	20トン車以上	0.21	0.42	0.63	0.84	1.05	2.10	3.15	4.21	6.31
チップ輸送の排出	4トン車以上	0.46	0.93	1.39	1.86	2.32	4.65	6.97	9.29	13.94
	10トン車以上	0.26	0.51	0.77	1.02	1.28	2.55	3.83	5.11	7.66
	20トン車以上	0.16	0.32	0.49	0.65	④ 0.81	1.62	2.44	3.25	4.87

15

林野庁提供資料より抜粋

試算の仮定条件

- ■ 伐採段階
  林地残材区分を50km以下、4t車以上で運搬
- ■ 加工段階
  チップを50km以下、20t車以上で運搬
- ■ 発電効率
  22%

3-(3)ライフサイクルGHG情報伝達への対応

バイオマス発電所での計算方法(2)

各段階でのGHG既定値の合計を発電効率で除する。

木質バイオマスに係るライフサイクルGHGの計算

- ○ 木質バイオマス発電のライフサイクルGHGは、
  「各工程のGHG排出量（燃料状態での単位熱量当たりGHG排出量）の和　÷　発電効率」で計算。
- ○ 各工程のGHG排出量は、資源エネルギー庁が設定する既定値を使用可能。　Q&A 答5・6

【ライフサイクルGHGの計算例(国内の林地残材をチップ加工して燃料利用する場合)】

伐採段階の伝達事項

加工・流通段階の伝達事項

(原料収集工程)	(原料輸送工程)	(加工工程)	(チップ輸送工程)	(発電工程)	
林地残材を収集	4t以上のトラック 距離50km以下	チップに加工	20t以上のトラック 距離50km以下	発電(燃焼)	合計

各工程のGHGの既定値(g-CO2eq/MJ-燃料)　① 1.65 ＋ ② 3.01 ＋ ③ 4.39 ＋ ④ 0.81 ＋ ⑤ 0.41 ＝ 10.27

発電効率が22%である場合のライフサイクルGHGは、

各工程のGHGの既定値の和(g-CO2eq/MJ-燃料)	発電効率	ライフサイクルGHG
10.27	÷ 22% ＝	46.68 (g-CO2eq/MJ-電力)

46.68/180≒0.26
74%削減

林野庁提供資料より抜粋

16

3-(4)ライフサイクルGHG情報伝達への対応

JWBA

● 認定事業者の対応

1　納入先（販売先）がGHG対応を必要としているかを確認

2　原料納入元がGHG対応に必要な事業者認定を受けるているかを確認

※　以上については、対応時期も確認する。

3　発電事業者、認定事業者での試算・試行の実施

4　GHG対応の事業者認定を受ける

5　GHG対応による分別管理と証明書の発行

（1）伐採段階

①　原料区分：3区分のうち2区分（林地残材等、その他伐採木）

②　原料輸送区分：トラック最大積載量(3区分）、輸送距離(9区分）

※　GHG既定値の大きい区分にまとめることも可能

（2）流通・加工段階

③　原料区分（①の区分又は製材等残材）

④　原料輸送区分（②の区分）

⑤　加工区分：チップ加工又はペレット加工(2区分）

⑥　製品輸送区分：トラック最大積載量(3区分）、輸送距離(9区分）

※ GHG既定値の大きい区分にまとめること、重量按分の構成比記載も可能

3-(5)ライフサイクルGHG情報伝達への対応

JWBA

● 様式と記入例（林野庁提供資料より）

＜伐採段階＞

様式例(素材生産事業者が発行する書面)

GL p.11 別記1

別記１　伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

例１　民有林からの出材の場合

番　号
平成　年　月　日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

○　○（販売先）　殿

○○素材生産事業者
認　定　番　号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1．間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。）
2．伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
3．物件（森林）所在地
4．伐採面積
5．樹種
6．数量
7．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
（1）原料区分
☑林地残材等
□その他伐採木

（2）原料輸送区分
トラック最大積載量：□4t車以上　☑10t車以上　□20t車以上
輸送距離：□10km以下　□20km以下　☑30km以下　□40km以下　□50km以下　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下

※　伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。
また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届

選択肢でなく、該当区分の記載でも可

(Q&A 答13)
ＧＨＧ対応に係る団体認定を取得した事業者に対しては、そのことが判別できるような認定番号を発行してください。
［具体例］　従前　　：全林林 068号
ＧＨＧ後：全林林 068Ｇ号　Ｇを追加

GL p.10 4 (4)　Q&A 答13

＜参考：既定値区分の定義＞

木質バイオマスのライフサイクルGHG既定値区分の定義

ライフサイクルGHG既定値区分	定義	基本的な確認方法（国内木質バイオマス）
製材等残材	木材の加工時等に発生する、端材、おがくず、樹皮等の残材	出荷証明が「製材等残材」となるもの
林地残材等	用材生産を主目的とする伐採により発生する低品材（端材、枝葉を含む）、間伐材等、その他、エネルギー利用目的以外の伐採等により発生する病害虫や自然災害による被害木、別定枝、ダム流木等（廃棄物の場合を除く）。	ライフサイクルGHG既定値区分「製材等残材」「その他伐採木」以外の木質バイオマス
その他伐採木	エネルギー利用を目的とする伐採により発生する木質バイオマス	当面、伐採後が20年以下で主伐する場合（伐採届等で確認）をエネルギー利用を目的とする伐採とみなす

Q&A 答6

29

3-(6)ライフサイクルGHG情報伝達への対応

● **様式と記入例**（林野庁提供資料より）

＜加工・流通段階＞

様式例（チップ製造事業者等が発行する書面）

GL p.16 別記2−1

別記２－１　加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

番　　号
平成　年　月　日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

○　○　　殿
（販売先）

○○チップ製造事業者
認　定　番　号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1．樹種
2．数量
3．GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
（1）原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考
林地残材等	10t 車以上、30km 以下	100%	

（2）加工区分
☑チップ加工
□ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
□ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

選択肢でなく、該当区分の記載でも可

（3）製品輸送区分
トラック最大積載量：□4t車以上　□10t車以上　☑20t車以上
輸送距離：□10km以下　□20km以下　☑30km以下　□40km以下　□50km以下　□100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下

※　GHG関連情報の内容については必要に応じて加除する（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要）。

注　なお、本様式の証明書の作成に伴え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

選択肢でなく、該当区分の記載でも可

(Q&A 答13)
ＧＨＧ対応に係る団体認定を取得した事業者に対しては、そのことが判別できるような認定番号を発行してください。
［具体例］　従前　　：○県木協 001
　　ＧＨＧ後：○県木協 001-GHG　GHGを追加

GL p.10 4 (4)　Q&A 答13

30

参考　こんな事例が…

2019年10月に「剪定枝について、**受入時に一般木質バイオマス証明がない**にもかかわらず、チップ加工して出荷する際には、**発電施設に対して一般木質バイオマス証明を添付**していた」とするチップ加工事業者が**認定取消**となりました。
（当該事業者については、2017年度にも同様の不適正処理が発覚し、認定団体による緊急指導も実施されたました。その後も改善が図られなかったことから取消されたとのことです。）

・再生可能エネルギーへの関心が高まっています。このため、木質バイオマス発電に関する不正の可能性について厳しく報道されることがあります。

・特に木質バイオマス証明ガイドラインの運用は、買取価格に直結する話であり、厳格な運用が求められます。不正などが明らかとなった場合、発電事業者が処分され、電力会社から該当の電力買取費の返還を求められる可能性があります。

・発電所の建設や運用には多額の費用がかかっており、上記の事態において、その瑕疵や過失が関係事業者にあった場合には、発電事業者から関係者に対して損害賠償請求などが行われる可能性が考えられます。

参考資料等

発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン
https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/attach/pdf/hatudenriyou_guideline-7.pdf
木質バイオマス発電・証明ガイドラインQ＆A
https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatsudenriyougaidorainqa.pdf
発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインQ&A
（ライフサイクルGHGについて）
https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/attach/pdf/hatudenriyou_guideline-8.pdf

認定団体向け

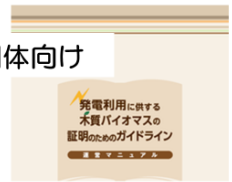

認定事業者向け

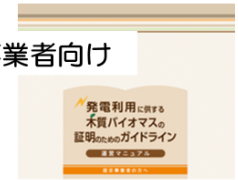

● 日本バイオマス協会では、運営マニュアルを作成してHPで公開しています。運営マニュアルは２種類（認定団体向け・認定事業者向け）です。

参考　確認方法、照会方法

不明な点、疑問点、分からないこと、自信がないことは、証明ガイドライン、運営マニュアル等を確認して、まずは認定団体に相談する。それでも不明な場合は、「当協会の相談窓口」などへの照会も可能です。
ご照会の際には、認定事業者や認定団体のお考えもお聞かせください。

当協会の相談窓口は、以下からお願いします。
・ホームページ上の問合せフォーム
・メール（mail@jwba.or.jp）

一連絡先一
〒110-0016
東京都台東区台東３－12－５　クラシックビル604
電話　03-5817-8491　FAX　03-5817-8492
Mail　mail@jwba.or.jp
URL　https://www.jwba.or.jp/

一般社団法人
日本木質バイオマスエネルギー協会

（2）「木質バイオマス発電に係る ライフサイクルＧＨＧに関する基準の適用制度について

（表紙及び目次のみを抜粋）

木質バイオマス発電に係る
ライフサイクルGHGに関する基準の適用制度
について

令和６年10月
（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会

1

目　次

木質バイオマス発電に係るライフサイクルＧＨＧに関する基準の適用制度について
１．概要
２．ＧＨＧ基準と計算方法
（1）ライフサイクルＧＨＧとは
（2）FIT/FIP 制度におけるライフサイクルＧＨＧの削減水準
（3）算定方法・既定値
３．「バイオマス証明」によるＧＨＧ関連情報の伝達
（1）考え方
（2）素材生産業者等によるＧＨＧ関連情報（原木）
①　原料区分
②　原料輸送区分
（2）加工事業者によるＧＨＧ関連情報（チップ、ペレット）
①　原料区分
②　原料輸送区分
③　構成比
④　加工区分
⑤　製品輸送区分
４．認定団体の対応
（1）自主行動規範及び事業者認定実施要領の変更
（2）認定
（3）事業者認定の公布
（4）検査等
（5）認定団体における対応のスケジュール感
５．認定事業者の対応
（1）分別管理、ＧＨＧ関連情報管理等及び書類管理方針書
（2）事業者認定申請
（3）バイオマス証明の発行
（4）ＧＨＧ情報の管理等
６．発電事業者における対応
（1）発電事業計画の認定申請時の取扱い
（2）運転開始後の対応
７．ＧＨＧ排出量に関する基準の自主的取組について

（補足）バイオマス原料・燃料の調達及び使用計画書の変更手続き

（3）『「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の適切な運用について』

事　務　連　絡
令和５年６月20日

木質バイオマス証明ガイドライン認定団体各位

林野庁木材利用課長

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の
適切な運用について

平素より木質バイオマスの利用推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年以降、再エネ特措法に基づき FIT/FIP 認定を受けて稼動する木質バイオマス発電施設は、主に間伐材等由来の木質バイオマスを燃料とするものだけでも、令和４年９月末時点で 114 件（約 48 万 kW。RPS からの移行認定分を除く。）に増加しているところです。また、これに伴い、国産木質バイオマスの利用量も年々増加し、令和３年に 934 万 m3 となっています。

FIT/FIP 制度における木質バイオマス発電については、木質バイオマスの由来に応じて異なる調達価格・基準価格が設定されていることから、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「証明ガイドライン」という。）において、素材生産事業者やチップ加工事業者等による適切な分別管理とこれに基づく由来（「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」）の証明書の発行が求められています。また、認定団体においては、事業者に対する分別管理体制等の審査・認定、立入検査、認定の取消のほか、認定事業者の取扱実績の取りまとめ・公表等の対応が求められています。

一方、令和４年度補助事業により実施した認定団体向け調査の結果（※）によれば、認定事業者から提出された取扱実績の取りまとめ結果を公表している認定団体が５割に留まるなど、証明ガイドラインに基づく対応が十分とはいえない状況も見られます。

FIT/FIP 制度に基づく発電事業については、賦課金を負担する電気利用者の信頼を確保する必要があり、各種ルールの確実な遵守が求められます。そのため、FIT/FIP 制度の下で発電用の燃料として供される木質バイオマスについても、不適切な分別管理や証明書発行等の事案が起きないよう、証明ガイドラインの適切な運用を確保する必要があります。

つきましては、各認定団体におかれては、下記を踏まえ、証明ガイドラインの適切な運用に取り組んでいただくようお願いします。

※日本木質バイオマスエネルギー協会「『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』の運用に関する実態調査 成果報告書（令和５年３月）」
https://jwba.or.jp/project-report/woody-biomass-certification-guideline/

記

１．情報公開

認定団体は、自らの認定に係る取組の透明性・信頼性を確保するため、以下の点について団体等のホームページにおいて公表するようお願いします。（事業所の掲示板への掲示は、公表には該当しないことに御留意願います。）

・　証明ガイドラインに基づき定める「自主行動規範」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」
・　認定した事業者の名称、代表者氏名、住所、団体認定番号、認定年月日などの情報
・　認定事業者から提出された前年度分の木質バイオマスの取扱実績報告の取りまとめ

２．認定事業者に対する指導等

認定団体には、事業者を認定した責任が伴うため、認定（認定の更新を含む）に係る審査は厳正に行うようお願いします。審査の信頼性向上のため、現地審査の実施について積極的に検討してください。

認定事業者が認定時の状況を維持し、分別管理・由来証明を適切に実施するよう、認定時以外にも、計画的に各認定事業者の事務所や土場への訪問等を行い、証明書の記載内容やその根拠書類、分別管理状況、書類の保管状況等ガイドラインの運用状況に係る確認、研修の実施などに取り組んでいただくようお願いします。

認定事業者が適切に分別管理を行っていない等の情報があったときは立入検査を実施し、不適切な事案を確認したときは、内容に応じて改善の指導や認定取消等を行うことで、ガイドラインの信頼性を確保するようお願いします。

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用に関する実態調」成果報告書

令和 7（2025）年 3 月発行

発行：（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会
http://www.jwba.or.jp
〒110-0016
東京都台東区台東 3 丁目 12 番 5 号クラシツクビル 604 号室
電話：03-5817-8491　　FAX:03-5817-8492
Email：mail@jwba.or.jp